

(介 173)
平成 31 年 1 月 31 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長
今 村 聡

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦

地域医療介護総合確保基金（介護分）の平成30年度内示（第2回目）
並びに平成31年度予算案の概要及びメニューの充実等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省老健局より、平成30年度地域医療介護総合確保基金（介護分）の内示（第2回目）並びに平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要及びメニューの充実等についての事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

平成30年度地域医療介護総合確保基金（介護分）の内示（第2回目）につきましては、今回は、12億円【施設整備分2億円、介護従事者確保分10億円】を2回目として配分することとなります。

また、平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要及びメニューの充実等につきましては、消費税率の引上げを踏まえ、100億円（うち国費66億円）増額することとされ、具体的な介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の配分は、以下のとおりとされております。

[介護施設等の整備分]

634億円（うち国費423億円）→ 700億円（うち国費467億円）

[介護従事者の確保分]

90億円（うち国費 60億円）→ 124億円（うち国費 82億円）

なお、メニューの主な充実内容につきましては、介護従事者の確保分では、参入促進のための、「介護に関する入門的研修の受講者等に対する介護の周辺業務等の体験支援（新規）」、労働環境・処遇の改善のための、「介護事業所に対するICTの導入支援（新規）」等が追加されています。

地域医療介護総合確保基金（介護分）につきましては、これまでも本会より厚生労働省老健局に対し、基金創設の趣旨に立ち返り、現在喫緊の対

応が求められている介護人材の確保のため、施設整備事業と介護従事者確保事業の区分を都道府県ごとの裁量で柔軟に取り扱えるようにすべきであると指摘してまいりました。こうした指摘を踏まえ、今般の平成30年度地域医療介護総合確保基金（介護分）の内示（第2回目）並びに平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）につきましては、各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、柔軟に対応することとされております（平成30年度の同基金内示（第2回目）より、都道府県における「介護従事者の確保分」の要望の総額が、国の基準額を上回った場合、国が「介護施設等の整備分」の予算を「介護従事者の確保分」に充てる取扱いが可能となります。また、平成31年度の同基金についても同様の取り扱いとなります）。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

○平成30年度地域医療介護総合確保基金（介護分）の内示（2回目）について

（平30.12.27 厚生労働省 プレスリリース）

○平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要及びメニューの充実等について

（平31.1.18 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課）

平成30年度 地域医療介護総合確保基金 (介護分) 内示額一覧<2回目>

※国費ベース

都道府県名	内示額	1回目内示済額	
		1回目内示済額	2回目内示額
北海道	12.10 億円	12.10 億円	—
青森県	2.73 億円	2.73 億円	—
岩手県	1.45 億円	1.45 億円	—
宮城県	1.14 億円	1.14 億円	—
秋田県	2.09 億円	2.09 億円	—
山形県	0.57 億円	0.57 億円	—
福島県	7.51 億円	7.51 億円	—
茨城県	3.34 億円	3.34 億円	—
栃木県	3.95 億円	3.95 億円	—
群馬県	3.07 億円	1.89 億円	1.18 億円
埼玉県	4.05 億円	4.05 億円	—
千葉県	1.60 億円	1.56 億円	0.04 億円
東京都	43.69 億円	35.70 億円	7.99 億円
神奈川県	17.81 億円	17.81 億円	—
新潟県	7.12 億円	7.12 億円	—
富山県	3.48 億円	3.48 億円	—
石川県	0.83 億円	0.83 億円	—
福井県	0.44 億円	0.44 億円	—
山梨県	0.28 億円	0.28 億円	—
長野県	3.86 億円	3.86 億円	—
岐阜県	1.67 億円	1.67 億円	—
静岡県	11.60 億円	10.74 億円	0.87 億円
愛知県	3.27 億円	3.27 億円	—
三重県	1.02 億円	1.02 億円	—
滋賀県	3.90 億円	3.33 億円	0.57 億円

都道府県名	内示額	1回目内示済額	
		1回目内示済額	2回目内示額
京都府	5.76 億円	5.74 億円	0.02 億円
大阪府	0.90 億円	0.90 億円	—
兵庫県	18.16 億円	17.35 億円	0.80 億円
奈良県	5.37 億円	5.37 億円	—
和歌山県	0.50 億円	0.50 億円	—
鳥取県	1.23 億円	1.23 億円	—
島根県	2.06 億円	2.06 億円	—
岡山県	2.08 億円	2.08 億円	—
広島県	7.16 億円	7.16 億円	—
山口県	4.50 億円	4.50 億円	—
徳島県	1.63 億円	1.63 億円	—
香川県	2.76 億円	2.76 億円	—
愛媛県	5.15 億円	5.15 億円	—
高知県	4.90 億円	4.85 億円	0.05 億円
福岡県	5.39 億円	5.39 億円	—
佐賀県	2.16 億円	2.16 億円	—
長崎県	3.57 億円	3.57 億円	—
熊本県	5.66 億円	5.66 億円	—
大分県	0.89 億円	0.89 億円	—
宮崎県	1.21 億円	1.21 億円	—
鹿児島県	7.13 億円	7.13 億円	—
沖縄県	3.55 億円	3.55 億円	—
合計	234.26 億円	222.74 億円	11.51 億円

介護施設等整備分 内示額一覧＜2回目＞

※国費ベース

都道府県名	内示額	1回目内示済額		2回目内示額
		1回目内示済額	2回目内示済額	
北海道	7.77 億円	7.77 億円	—	—
青森県	1.89 億円	1.89 億円	—	—
岩手県	0.89 億円	0.89 億円	—	—
宮城県	—	—	—	—
秋田県	1.49 億円	1.49 億円	—	—
山形県	—	—	—	—
福島県	5.62 億円	5.62 億円	—	—
茨城県	1.24 億円	1.24 億円	—	—
栃木県	3.49 億円	3.49 億円	—	—
群馬県	2.41 億円	1.23 億円	1.18 億円	—
埼玉県	—	—	—	—
千葉県	1.35 億円	1.35 億円	—	—
東京都	25.64 億円	25.64 億円	—	—
神奈川県	17.37 億円	17.37 億円	—	—
新潟県	6.41 億円	6.41 億円	—	—
富山県	2.91 億円	2.91 億円	—	—
石川県	0.19 億円	0.19 億円	—	—
福井県	—	—	—	—
山梨県	0.26 億円	0.26 億円	—	—
長野県	2.24 億円	2.24 億円	—	—
岐阜県	—	—	—	—
静岡県	8.76 億円	8.76 億円	—	—
愛知県	—	—	—	—
三重県	—	—	—	—
滋賀県	3.56 億円	2.99 億円	0.57 億円	—

都道府県名	内示額	1回目内示済額		2回目内示額
		1回目内示済額	2回目内示済額	
京都府	2.64 億円	2.64 億円	—	—
大阪府	0.68 億円	0.68 億円	—	—
兵庫県	14.47 億円	14.47 億円	—	—
奈良県	4.55 億円	4.55 億円	—	—
和歌山県	—	—	—	—
鳥取県	1.03 億円	1.03 億円	—	—
島根県	0.95 億円	0.95 億円	—	—
岡山県	0.75 億円	0.75 億円	—	—
広島県	5.25 億円	5.25 億円	—	—
山口県	3.66 億円	3.66 億円	—	—
徳島県	0.81 億円	0.81 億円	—	—
香川県	2.39 億円	2.39 億円	—	—
愛媛県	4.44 億円	4.44 億円	—	—
高知県	3.91 億円	3.91 億円	—	—
福岡県	4.20 億円	4.20 億円	—	—
佐賀県	1.12 億円	1.12 億円	—	—
長崎県	2.15 億円	2.15 億円	—	—
熊本県	4.70 億円	4.70 億円	—	—
大分県	0.40 億円	0.40 億円	—	—
宮崎県	0.26 億円	0.26 億円	—	—
鹿児島県	6.06 億円	6.06 億円	—	—
沖縄県	1.86 億円	1.86 億円	—	—
合計	159.78 億円	158.03 億円	1.75 億円	—

介護従事者確保分 内示額一覧＜2回目＞

※国費ベース

都道府県名	内示額	内示額	
		1回目内示済額	2回目内示額
北海道	4.33 億円	4.33 億円	—
青森県	0.84 億円	0.84 億円	—
岩手県	0.56 億円	0.56 億円	—
宮城県	1.14 億円	1.14 億円	—
秋田県	0.59 億円	0.59 億円	—
山形県	0.57 億円	0.57 億円	—
福島県	1.89 億円	1.89 億円	—
茨城県	2.09 億円	2.09 億円	—
栃木県	0.46 億円	0.46 億円	—
群馬県	0.66 億円	0.66 億円	—
埼玉県	4.05 億円	4.05 億円	—
千葉県	0.25 億円	0.21 億円	0.04 億円
東京都	18.05 億円	10.06 億円	7.99 億円
神奈川県	0.45 億円	0.45 億円	—
新潟県	0.71 億円	0.71 億円	—
富山県	0.56 億円	0.56 億円	—
石川県	0.64 億円	0.64 億円	—
福井県	0.44 億円	0.44 億円	—
山梨県	0.02 億円	0.02 億円	—
長野県	1.62 億円	1.62 億円	—
岐阜県	1.67 億円	1.67 億円	—
静岡県	2.84 億円	1.98 億円	0.87 億円
愛知県	3.27 億円	3.27 億円	—
三重県	1.02 億円	1.02 億円	—
滋賀県	0.34 億円	0.34 億円	—

都道府県名	内示額	内示額	
		1回目内示済額	2回目内示額
京都府	3.11 億円	3.09 億円	0.02 億円
大阪府	0.21 億円	0.21 億円	—
兵庫県	3.69 億円	2.89 億円	0.80 億円
奈良県	0.83 億円	0.83 億円	—
和歌山県	0.50 億円	0.50 億円	—
鳥取県	0.20 億円	0.20 億円	—
島根県	1.12 億円	1.12 億円	—
岡山県	1.33 億円	1.33 億円	—
広島県	1.92 億円	1.92 億円	—
山口県	0.84 億円	0.84 億円	—
徳島県	0.81 億円	0.81 億円	—
香川県	0.36 億円	0.36 億円	—
愛媛県	0.71 億円	0.71 億円	—
高知県	0.99 億円	0.94 億円	0.05 億円
福岡県	1.19 億円	1.19 億円	—
佐賀県	1.03 億円	1.03 億円	—
長崎県	1.42 億円	1.42 億円	—
熊本県	0.96 億円	0.96 億円	—
大分県	0.49 億円	0.49 億円	—
宮崎県	0.95 億円	0.95 億円	—
鹿児島県	1.07 億円	1.07 億円	—
沖縄県	1.69 億円	1.69 億円	—
合計	74.48 億円	64.71 億円	9.76 億円



事 務 連 絡

平成 31 年 1 月 18 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振 興 課

平成 31 年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要
及びメニューの充実等について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年12月21日に、平成31年度予算案が閣議決定され、地域医療介護総合確保基金（介護分）（以下「基金（介護分）」という。）については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015（平成27年度）から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分を整備すること、介護人材不足が喫緊の課題となっていること及び消費税率の引上げを踏まえて、100億円（うち国費66億円）増額することとしています。

具体的な介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の配分は、以下のとおりです。

[介護施設等の整備分] 634億円（うち国費423億円）→ 700億円（うち国費467億円）

[介護従事者の確保分] 90億円（うち国費 60億円）→ 124億円（うち国費 82億円）

また、別紙のとおり、それぞれのメニューについて、充実等を行うこととしています。

さらに、平成31年度予算（介護分）の各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、柔軟に対応することとしています（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる）。

こうしたことを踏まえ、各都道府県におかれましては、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用をご検討いただくとともに、追って連絡する事業量調査に向けた準備をするなど、必要な対応を進めていただきますようお願いいたします。

平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）のメニューの主な充実内容

1. 介護施設等の整備分

(1) 地域密着型サービス施設等の整備への補助

- ① 現行では、施設を運営する社会福祉法人等が施設を整備する場合が補助対象であるが、土地の取得が困難な地域での施設整備を支援するため、土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も補助対象とする。
- ② 介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、地域密着型特別養護老人ホーム（以下「地密特養」という。）に併設するショートステイ用居室を追加する。
- ③ 現行では、限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、地密特養を整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、地密特養の補助単価の5%加算を行っているが、地域の実情に応じて、地密特養以外の受け皿を整備しやすくするため、介護施設や事業所の種別にかかわらず、合築・併設を行う場合にそれぞれ補助単価の5%加算を行う。

（現行の例）地密特養＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、地密特養のみ補助単価の5%加算

（改正後の例）認知症高齢者グループホーム＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、両方とも5%加算

- ④ 生活支援ハウスの補助対象地域は、現行では、離島振興法等[※]に基づくものに限っているが、地域の実情に合わせて冬場に、居宅生活が不安な高齢者等に対する住居の提供が行えるよう、豪雪地帯対策特別措置法に基づくものを追加する。

※ 離島振興法のほか、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は沖縄振興特別措置法

(2) 介護施設の開設準備経費等への補助

介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設するショートステイ用居室を追加する。

(3) 民有地マッチング事業の創設

国有地・公有地を活用してもなお、土地の取得が困難な地域があることを踏まえ、施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの

支援を行う。（先行して実施している保育に倣うイメージ）

(4) 共通事項

- ① 補助単価について、建設工事の労務費・資材費の高騰や消費税率の引上げを踏まえて、2019年4月より補助単価を約2.8%※、2019年10月より約2.0%、と段階的に引上げる（別添参照）。

※ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備・開設準備経費についての補助は、更なる介護療養病床の転換促進のため、転換整備は約13.5%、開設準備経費は7.0%引上げ。

- ② 現行では、補助を活用する介護施設・事業所が、特別豪雪地帯に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能となっているが、離島では、建設工事の労務費・資材費が本土と比べて割高で、事業者誘致の課題となっていることを踏まえて、奄美群島・離島・小笠原諸島も8%加算対象地域に追加する。

2. 介護従事者の確保分

- ① 介護に関する入門的研修の受講者等に対する介護の周辺業務等の体験支援事業
介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。
- ② 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業
研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。
- ③ 介護事業所に対するICT導入支援事業
介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。
※1事業所につき上限30万円
- ④ 介護事業所に対する業務改善支援事業
厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。
 - ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
 - ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するも

のであること
※1 事業所につき上限 30 万円

[施行日]

2019年4月1日施行。ただし、1. (4)①の消費税率の引上げ分の補助単価の引上げは、
2019年10月1日施行。

※ 現時点の案であり、今後変更があり得る。

(別添) 介護施設等の整備分の補助単価案

(下線部分は改正部分)

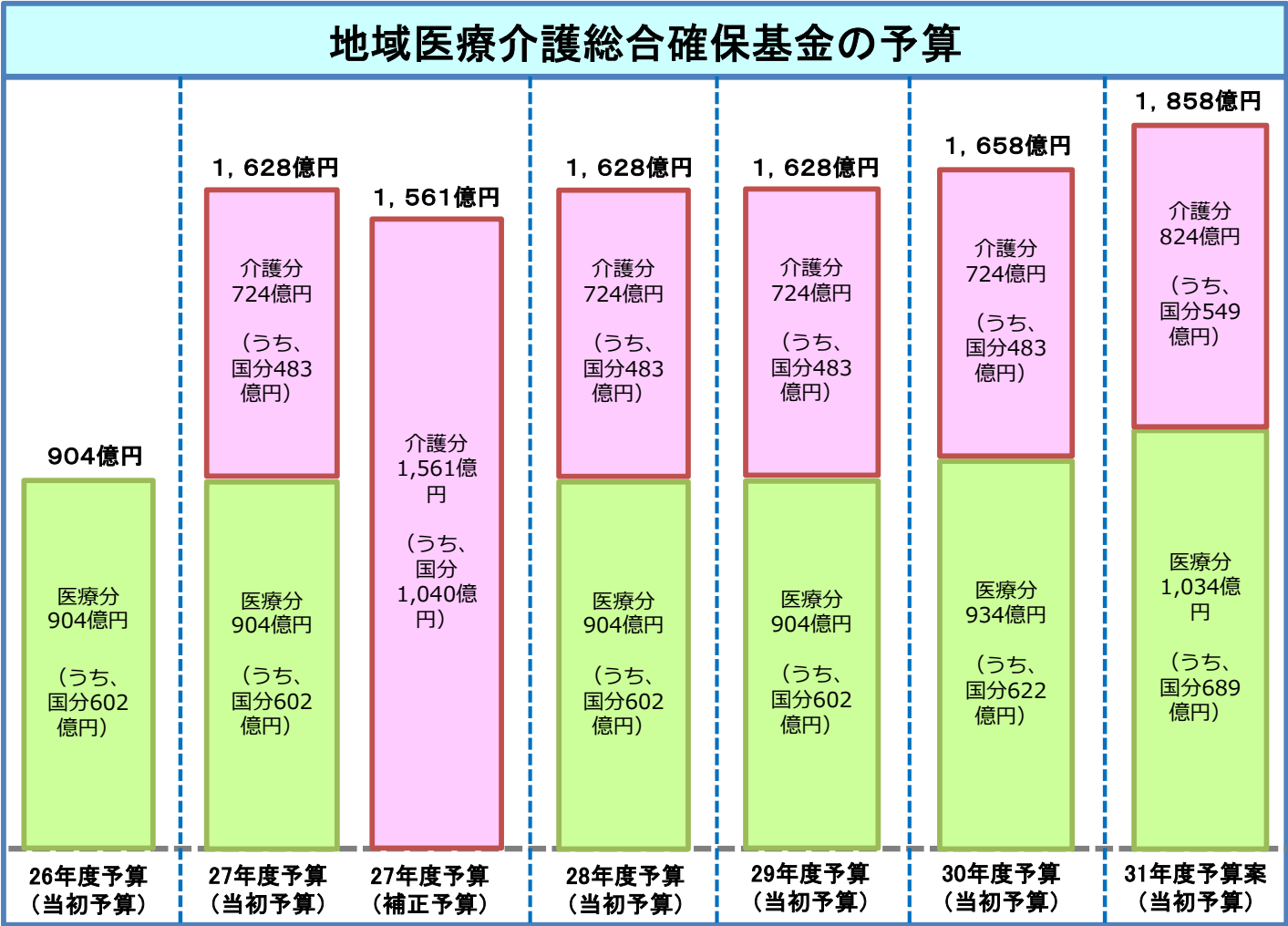
メニュー		現在の単価	単位	2019年4月～9月 (資材費、労務費等の 上昇分+2.8%等)	2019年10月～ (消費税率の 引上げ分+2%)	
				改定後単価(案)	改定後単価(案)	
○介護施設等の整備分						
施設整備 (合築・併設を行う場合に補助単価を5%加算)	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室		2,000 ～ 4,270 千円	／床	2,000 ～ <u>4,390</u> 千円	2,000 ～ <u>4,480</u> 千円
	小規模な介護老人保健施設		25,000 ～ 53,400 千円	／施設	25,000 ～ <u>54,900</u> 千円	25,000 ～ <u>56,000</u> 千円
	小規模な養護老人ホーム		2,270 千円	／床	<u>2,340</u> 千円	<u>2,380</u> 千円
	小規模なケアハウス		2,000 ～ 4,270 千円	／床	2,000 ～ <u>4,390</u> 千円	2,000 ～ <u>4,480</u> 千円
	小規模な介護医療院		25,000 ～ 53,400 千円	／施設	25,000 ～ <u>54,900</u> 千円	25,000 ～ <u>56,000</u> 千円
	都市型軽費老人ホーム		1,700 千円	／床	<u>1,750</u> 千円	<u>1,790</u> 千円
	認知症高齢者グループホーム		15,000 ～ 32,000 千円	／施設	15,000 ～ <u>32,900</u> 千円	15,000 ～ <u>33,600</u> 千円
	小規模多機能型居宅介護事業所		15,000 ～ 32,000 千円	／施設	15,000 ～ <u>32,900</u> 千円	15,000 ～ <u>33,600</u> 千円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		5,670 千円	／施設	<u>5,830</u> 千円	<u>5,940</u> 千円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		15,000 ～ 32,000 千円	／施設	15,000 ～ <u>32,900</u> 千円	15,000 ～ <u>33,600</u> 千円
	認知症対応型デイサービスセンター		11,300 千円	／施設	<u>11,700</u> 千円	<u>11,900</u> 千円
	介護予防拠点		8,500 千円	／施設	<u>8,740</u> 千円	<u>8,910</u> 千円
	地域包括支援センター		1,130 千円	／施設	<u>1,170</u> 千円	<u>1,190</u> 千円
	生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に限る)		34,000 千円	／施設	<u>35,000</u> 千円	<u>35,700</u> 千円
	緊急ショートステイの整備事業		1,130 千円	／床	<u>1,170</u> 千円	<u>1,190</u> 千円
	施設内保育施設整備事業		11,300 千円	／施設	<u>11,700</u> 千円	<u>11,900</u> 千円
	空き家を活用した整備		8,500 千円	／施設	<u>8,740</u> 千円	<u>8,910</u> 千円
開設準備経費	施設開設準備経費(特養及び併設ショート、老健、ケアハウス、養護、介護医療院、認知症GH、小多機)		800 千円	／定員	<u>823</u> 千円	<u>839</u> 千円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設準備経費		13,300 千円	／施設	<u>13,700</u> 千円	<u>14,000</u> 千円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費		800 千円	／定員	<u>823</u> 千円	<u>839</u> 千円
	訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)開設準備経費		4,000 千円	／施設	<u>4,120</u> 千円	<u>4,200</u> 千円
	都市型軽費老人ホーム開設準備経費		400 千円	／定員	<u>412</u> 千円	<u>420</u> 千円
	小規模な養護老人ホーム開設準備経費		400 千円	／定員	<u>412</u> 千円	<u>420</u> 千円
	施設内保育施設整備事業開設準備経費		4,000 千円	／施設	<u>4,120</u> 千円	<u>4,200</u> 千円
プライバシー保護・ユニット化改修等	特養多床室プライバシー保護のための改修		700 千円	／床	<u>720</u> 千円	<u>734</u> 千円
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業(「個室→ユニット化」改修)		1,130 千円	／床	<u>1,170</u> 千円	<u>1,190</u> 千円
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業(「多床室→ユニット化」改修)		2,270 千円	／床	<u>2,340</u> 千円	<u>2,380</u> 千円
	介護療養型医療施設等転換整備事業	創設	1,930 千円	／床	<u>2,200</u> 千円	<u>2,240</u> 千円
		改築	2,390 千円	／床	<u>2,720</u> 千円	<u>2,770</u> 千円
		改修	964 千円	／床	<u>1,095</u> 千円	<u>1,115</u> 千円
	介護療養型医療施設等転換整備に係る開設準備経費		200 千円	／定員	<u>214</u> 千円	<u>219</u> 千円
定期借地設定のための一時金支援事業		路線価×1/2 千円	／施設	路線価×1/2 千円	路線価×1/2 千円	
民有地マッチング事業	マッチング事業費		(新規) 千円	／自治体	<u>5,500</u> 千円	<u>5,610</u> 千円
	整備候補地の掘り起こし強化		(新規) 千円	／自治体	<u>4,500</u> 千円	<u>4,590</u> 千円
	コーディネーターの配置経費		(新規) 千円	／1か所	<u>4,400</u> 千円	<u>4,490</u> 千円

※ 上記を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

※ 上記を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案は、公費ベースで1,858億円(医療分1,034億円(うち、国分689億円)、介護分824億円(うち、国分549億円))



地域医療介護総合確保基金の対象事業

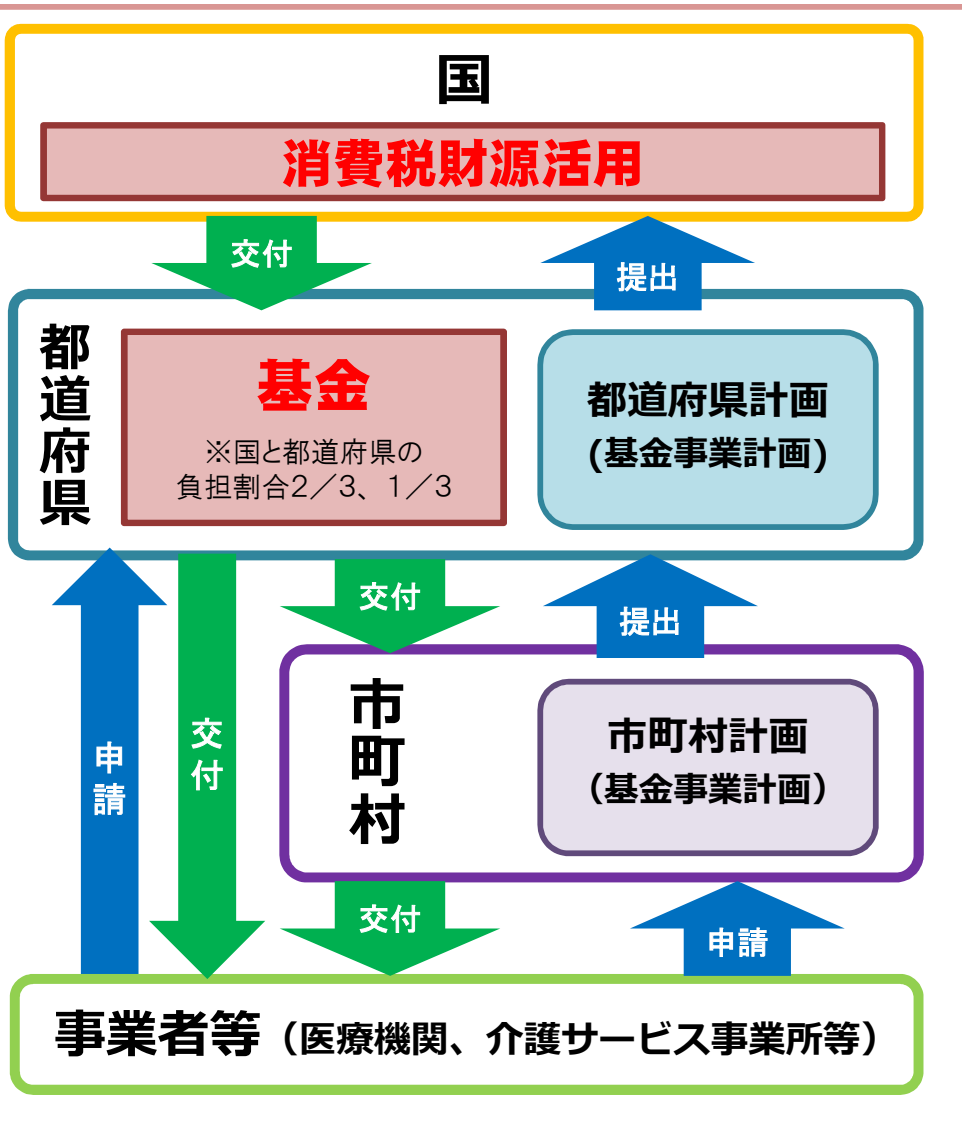
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

地域医療介護総合確保基金

平成31年度予算案 公費:1,858億円(国費:1,239億円)
(医療分 公費:1,034億円(国費:689億円)、介護分 公費:824億円(国費:549億円))

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。**平成31年度予算案では、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う（下線箇所）**

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合を含む）に対して支援を行う。
（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- 他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市区町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村

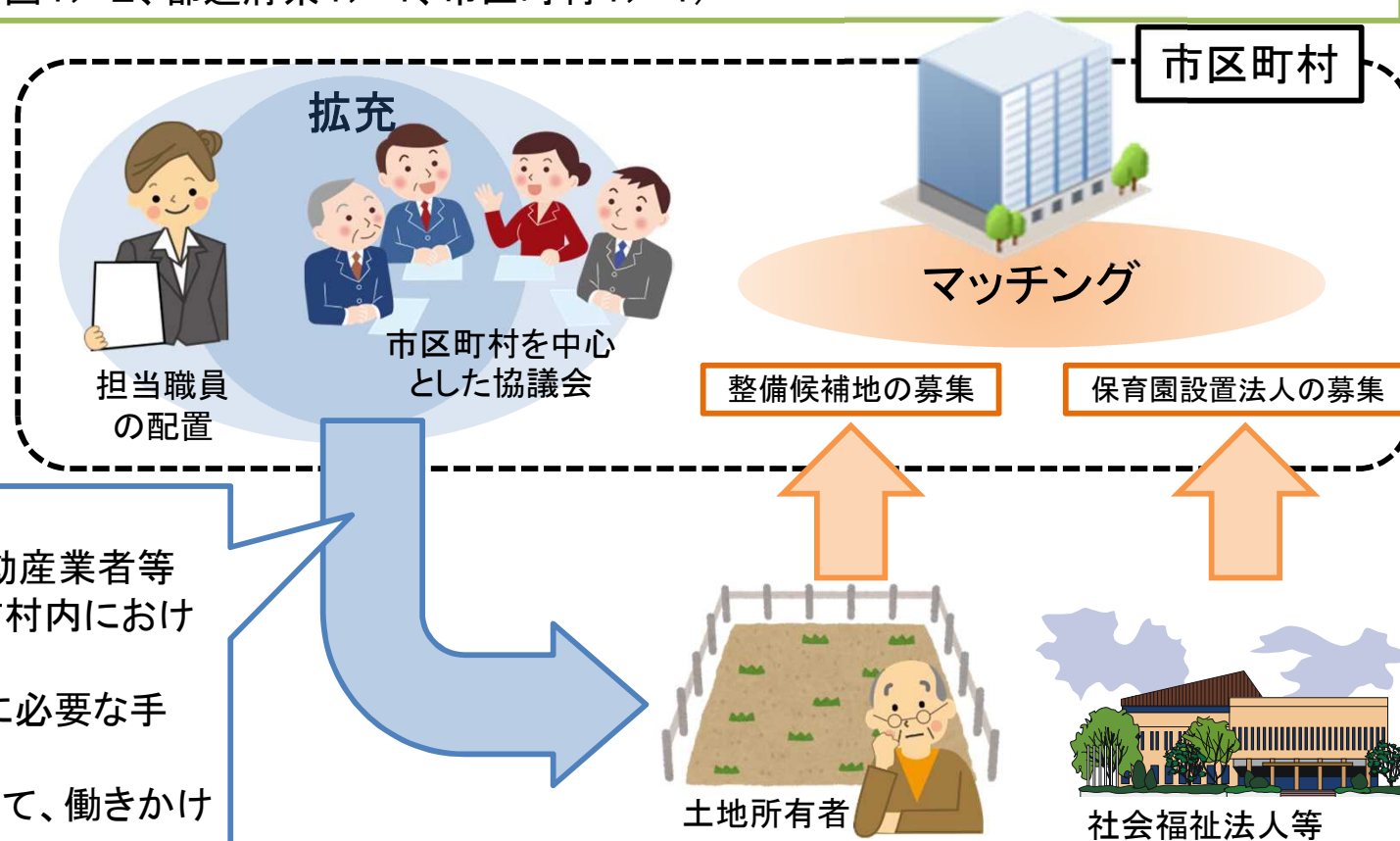
【補助基準額】 マッチング事業費

1自治体当たり 550万円

整備候補地の掘り起こし強化【拡充】 1自治体当たり 450万円

コーディネーターの配置経費 1か所当たり 440万円

【補助率】国1/2、都道府県1/2(国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)



- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市区町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と保育園の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
 - 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
 - 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
 - 介護未経験者に対する研修支援
 - 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
 - ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
 - 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
 - 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、**介護の周辺業務等の体験支援(新規)**
 - 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備
- 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
 - 各種研修に係る代替要員の確保、**出前研修の実施(新規)**
 - 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
 - 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
 - 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
 - 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
 - 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
 - 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
 - 子育て支援のための代替職員のマッチング
 - **介護事業所に対するICTの導入支援(新規)**
 - **人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規)**
- 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

新 介護入門者ステップアップ支援事業・現任職員キャリアアップ支援事業 (地域医療総合確保基金の事業メニューの追加)

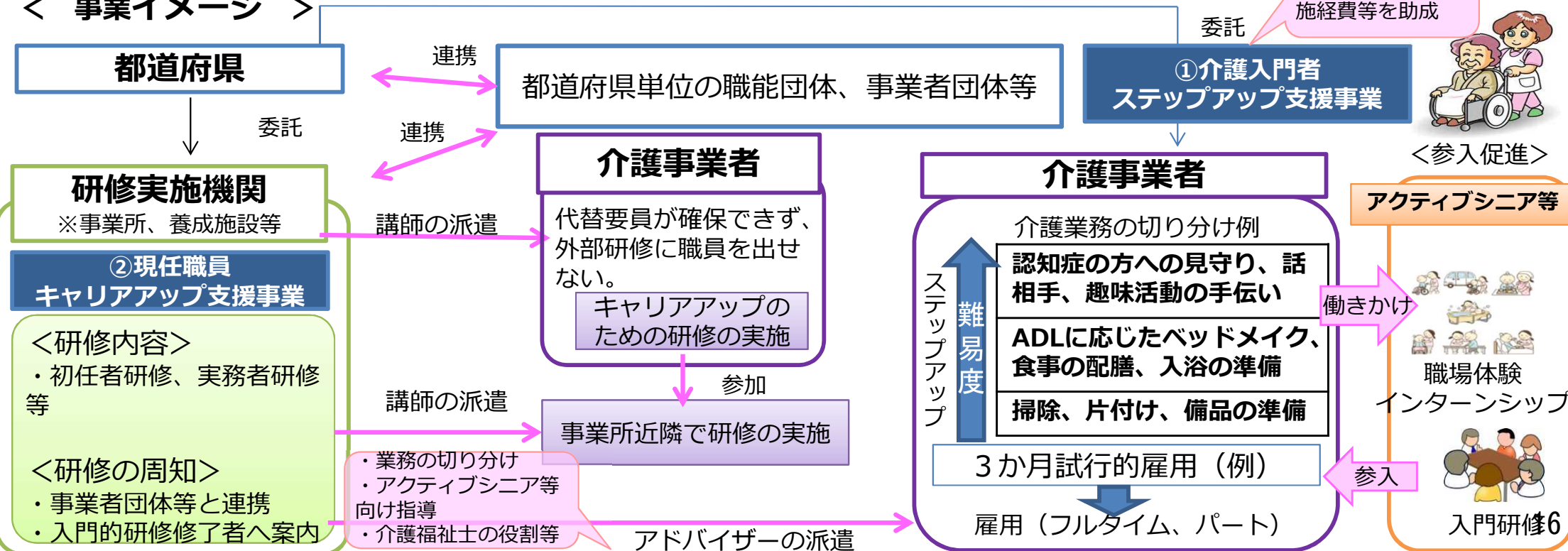
①介護入門者ステップアップ育成支援事業

- 介護人材に求められる機能の明確化やキャリアパスの実現のため、介護職がキャリアに応じた利用者に対するケアや業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接関わらない業務を多様な人材が担っていけるような取組の推進が求められている。（「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書）
- 平成30年度より、介護に関心を示すアクティブシニア等に対して入門的研修等を創設しており、同研修の受講者等に対して、試行的に介護の周辺業務等を体験（概ね3か月）してもらうことにより、①アクティブシニア等多様な人材の参入促進、②介護職の機能分化・段階的なキャリアパスの実現、③多様な働き方の実現を推進する。

②現任職員キャリアアップ支援事業

- 代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な場合が多いことを踏まえ、出前研修を実施することにより、資質の向上の支援を図る。

< 事業イメージ >



地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規（案））

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

介護事業所に対する業務改善支援事業

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所

※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等

※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

事業スキーム

①課題解決が急務な事業所

②業務改善支援（事前評価（課題抽出）、改善支援、事後評価）の実施

③改善成果報告・公表等

④改善モデルを蓄積して近隣事業所に横展開

⑤地域における生産性向上の取組が面的に拡大

ICT導入支援事業

【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】 介護事業所

【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

訪問介護の場合

（利用者宅）

（事業所）



* 事業所内のICT化（タブレット導入等）により、介護記録作成～請求業務までが一気通貫に